

堺市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

堺市上下水道局職員就業規則（昭和44年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の4中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第11条の5第5項中「実地調査」の次に「若しくは映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による調査」を加える。

別表第5第15項中「若しくは感染症」を「、感染症」に改め、「停止させられたこと」の次に「若しくは学校等がその休業日に行事等を実施し、当該休業日の変更がなされたこと」を加え、「式典（その子が参加するものに限る。）」を「行事等」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第11条の5第5項の改正規定は、令和7年11月1日から施行する。